

京都府トラック協会原油価格高騰対策支援金 支給要項

【一般貨物自動車運送事業者】
【特定貨物自動車運送事業者】

一般社団法人京都府トラック協会（以下、「協会」という。）は、現在の原油価格高騰を踏まえ、経費の増加等の影響を直接的に受ける府内の貨物運送事業者に対し、事業の用に供する車両の数に応じて「京都府トラック協会原油価格高騰対策支援金」（以下、「支援金」という。）を支給します。

※以下の事業の用に供する車両については、別要項により申請してください。

- ・ 旅客自動車運送事業
- ・ 貨物軽自動車運送事業

＜申請受付期間＞

令和4年7月29日（金）から令和4年9月30日（金）まで

支給対象者	京都府内に営業所を有する中小企業等であって、 令和4年7月1日時点において、以下の事業を営む者	
	貨物自動車運送事業法に基づく ・ 一般貨物自動車運送事業 ・ 特定貨物自動車運送事業	
支給額	令和4年7月1日時点において、京都府内の営業所で 以下の事業の用に供する車両1両につき	
	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 ※ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両 及び被けん引車を除く。	11,000円/両

I 支給要件

次の全ての要件を満たす者に支給します。

- 1 別表1に掲げる中小企業等であること。
- 2 貨物自動車運送事業法に基づく「一般貨物自動車運送事業」又は「特定貨物自動車運送事業」の許可を受け、令和4年7月1日時点において、京都府内に営業所及び事業の用に供する車両（一般乗用旅客自動車運輸事業の用に供する車両及び被けん引車を除く。以下同じ。）を有し、事業を営む者であること。
- 3 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

（別表1）中小企業等の範囲

原則として中小企業基本法上の中小企業者とします。

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法人」という。）は、主たる事業として営む業種に応じて、下表の資本金等又は常時使用する従業員の数（※1）のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれにも該当しなければ大企業（支給対象外）です。

会社法人以外の法人（※2）及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数の要件に該当すれば中小企業となり、該当しなければ大企業（支給対象外）です。

主たる事業の業種	中小企業者の要件（以下のいずれかを満たすもの）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（宿泊業等）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下

※1 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や二ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。

※2 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合 等

II 支給額

令和4年7月1日時点において、京都府内の営業所で事業の用に供する車両1両につき以下の金額を支給します。

一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	11,000円/両
----------------------------	-----------

Ⅲ 手続等

1 支援金の申請等

<申請受付期間>

令和4年7月29日（金）から令和4年9月30日（金）まで

(1) 申請方法

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記宛て郵送してください。

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 48-3 一般社団法人京都府トラック協会 支援金係	令和4年9月30日（金） までの消印有効
--	-------------------------

<郵送申請での提出に当たって>

レターパックライト又はレターパックプラスで投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話での問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。

<注意事項>

申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請の受付を行います。

(2) 申請書類

別表2に掲げる申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

(3) 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、支援金の支給を決定し、様式4により指定いただいた口座に支払います。申請者の金融機関口座への振込をもって支給決定の通知とします。

また、審査の結果、支給要件を満たさず、不支給の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。なお、この通知の再発行は行いません。

(別表2) 申請書類一覧

①	申請書（様式1） 申請者に関する情報
②	申請書（様式2） 営業所に関する情報 ※「一般貨物自動車運送事業」及び「特定貨物自動車運送事業」の両事業を営む場合は、それぞれの事業ごとに作成してください。
③	誓約書（様式3）
④	支払口座振替依頼書（様式4） ※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。
⑤	口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）
以下の書類は、一般社団法人京都府トラック協会の会員の方は、添付を省略することができます。	
⑥	許可書（※）の写し ※貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可書
⑦	申請する車両に係る自動車検査証の写し
⑧	本人確認書類の写し 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） ※有効期間内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。

IV その他

- 1 支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、協会は支援金の支給決定を取り消します。この場合、支給した支援金を協会に返還していただきます。
また、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、京都府及び警察に情報提供の上、刑事告訴します。
- 2 支援金支給事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、協会は、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 提出された申請書類一式は、京都府にも提供します。
- 4 本支援金の審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を、直接又は京都府を通じて他の行政機関等に提供する場合があります。
- 5 他の行政機関等が実施する支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は京都府を通じて提供することがあります。
- 6 協会又は京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、直接又は京都府を通じて、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供することがあります。
- 7 協会は、前2項に掲げる場合を除き、提出いただいた申請書類に記載された情報を、本支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- 8 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、協会が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 9 支援金の申請内容を確認するため、根拠書類について、後日、調査させていただく場合がありますので、10年間大切に保存しておいてください。

V 申請手続きに関する問合せ先

【制度全般について】

支援金コールセンター（京都府道路運送事業者支援金事務局）

電話番号 075-256-8152（月～金曜 9:30～17:30）※土曜・日曜・祝日は休み

【審査状況等について】

一般社団法人京都府トラック協会

電話番号 075-671-3175（月～金曜 9:30～16:00）

※土曜・日曜・祝日と8月15日、16日は休み

支給要件確認フローチャート

本支給要項 2 ページの（別表 1）に掲げる
中小企業等に該当しますか。

いいえ

はい

令和 4 年 7 月 1 日時点において、貨物自動車
運送事業法に基づく「一般貨物自動車運送事
業」又は「特定貨物自動車運送事業」の許可を
受けていますか。

いいえ

はい

令和 4 年 7 月 1 日時点において、京都府内に
営業所及び事業の用に供する車両を有し、事
業を営んでいますか。

いいえ

はい

支援金の申請はできません。

支援金の申請ができます。

記入例

様式 1

申請書（申請者に関する情報） 京都府トラック協会支援金

（申請日）令和 4 年●月●日

一般社団法人京都府トラック協会
会長 荒木 律也 様

受付番号	
------	--

※受付番号は記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 特定貨物自動車運送事業 <small>※該当するものにチェックしてください。</small>		<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <small>※いずれかにチェック</small>		<input checked="" type="checkbox"/> トラック協会会員 <input type="checkbox"/> 非会員 <small>※いずれかにチェック</small>			
	許可書に記載の事業者番号	●	●	●	●	●	●	●	●
	フリガナ	カブシキガイシャ ●●●●							
	【法人】法人名 【個人】屋号	株式会社 ●●●●							
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ●●●●							
	【法人】代表者 役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役社長 ●●●●							
	法人代表者・個人事業主 生年月日	S:昭和	H:平成	43	年	10	月	15	日
	【法人】所在地	〒 ●●●● - ●●●●	京都	都・道・府・県	●●	市・区・町・村			
	【個人】自宅住所	●●町 12 - 11 ●●ビル 2階 <small>※番地や建物名まで記載してください。</small>							
	電話番号	075 - ●●●● - ●●●●			担当者名	●●●●			
担当者 電話番号	075 - ●●●● - ▲▲▲▲			連絡先 メール アドレス	kkkkk@kkkk. co. jp				
常時使用する 従業員数(人)	11		人	資本金額 (法人のみ)	20,000,000		円		
法人番号 (法人のみ)	99999999999999								

申請する営業所の数	2	事業所
申請する車両（被けん引車を除く。）の数（合計）	8	両
申請金額（11,000円×車両の数）	88,000円	

※申請する車両の数及び申請金額は、申請する全ての事業の営業所の合計を記載してください。
 ※申請区分ごとに様式2を作成し、添付してください。

■よくある質問と回答

質問	回答
支給対象について	
京都府内に営業所がある場合、本社が京都府外にあっても支援金の支給対象となるか。	本社が京都府外にある場合でも支給対象となります。
令和4年7月1日時点においては、京都府内の営業所を使用の本拠としていたが、申請時点では京都府外の営業所を使用の本拠としている車両は、支給対象になるか。	支給対象です。 様式2には、登録番号を含め、令和4年7月1日時点の情報を記載してください。
令和4年7月1日時点においては、京都府内の営業所で貨物自動車運送事業を営んでいたが、申請時点で京都府内の営業所を廃止している場合、支援金の支給対象となるか。	令和4年7月1日時点において、事業を営んでいた場合は、支給対象になります。
令和4年7月1日時点で、事業を休止していた場合は、支援金の支給対象となるか。	令和4年7月1日時点で事業を休止していた場合は、支給対象になりません。
いわゆる「みなし大企業」は支給対象か。	支給対象です。
申請書類について	
様式2の「営業所ごとに配置する事業用車両の明細」の記載について、複数の営業所で使用している事業用車両は、どの営業所番号を記載すれば良いか。	車両の使用の本拠として運輸局に届け出た営業所を記載してください。 (事業用自動車等連絡書の「使用の本拠の位置」に記載される営業所をいいます。)
営業所又は車両の数が多く、様式2の行が足りない場合はどうすれば良いか。	様式2をコピーし、営業所ごとに作成してください。 対応が困難な場合は、事務局へ御相談ください。
許可書等が見当たらない場合はどうすればよいか。	認可書や支局等の受付印が入った届出書など、申請者が「一般貨物自動車運送事業」又は「特定貨物自動車運送事業」を営んでいることが確認できる書面を添付してください。

■よくある質問と回答

質問	回答
その他	
営業所ごとに申請することは可能か。	営業所ごとに申請することはできません。中小企業等（本支給要項2ページに掲げる（別表1）の法人又は個人事業主）の事業者単位で申請してください。
他の市町村等が実施する支援金等との併給は可能か。	制度を所管する市町村等にお尋ねください。（一般社団法人京都府トラック協会として併給を禁止するものではありません。）
「一般貨物自動車運送事業」又は「特定貨物自動車運送事業」と、「貨物軽自動車運送事業」を営んでいるが、まとめて申請できないのか。	申請できません。 「一般貨物自動車運送事業」及び「特定貨物自動車運送事業」については本協会へ、「貨物軽自動車運送事業」については、別要項により京都府道路運送事業者支援金事務局（〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留）へ申請してください。
一般貨物自動車運送事業と、一般乗用旅客自動車運送事業の両事業の用に供している車両は、本要項により申請できるか。	申請できません。 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両として、別要項（※）により、申請してください。 <参考：申請先> ※▶一般タクシーのうち、協会会員の方 ⇒ 一般社団法人京都府タクシー協会 ▶一般タクシーのうち、協会非会員の方 ⇒ 京都タクシー業務センター ▶個人タクシーのうち、個人タクシー団体に所属の方 ⇒ 各個人タクシー協同組合（※） ※別要項の3ページ参照 ▶個人タクシー団体に所属していない方 福祉輸送限定事業者の方 ⇒ 京都タクシー業務センター